

厚岸町教育大綱



令和 7 年 1 月策定
(令和 7 年 4 月施行)

厚 岸 町

I 厚岸町教育大綱の位置付け

厚岸町教育大綱（以下「大綱」）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、国の「教育振興基本計画」等を参酌し、本町の教育行政に関する施策について、その理念や施策の根本となる方針であり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策を示した「第6期厚岸町総合計画」（令和7年3月改訂）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で策定するものです。

II 大綱の実施期間

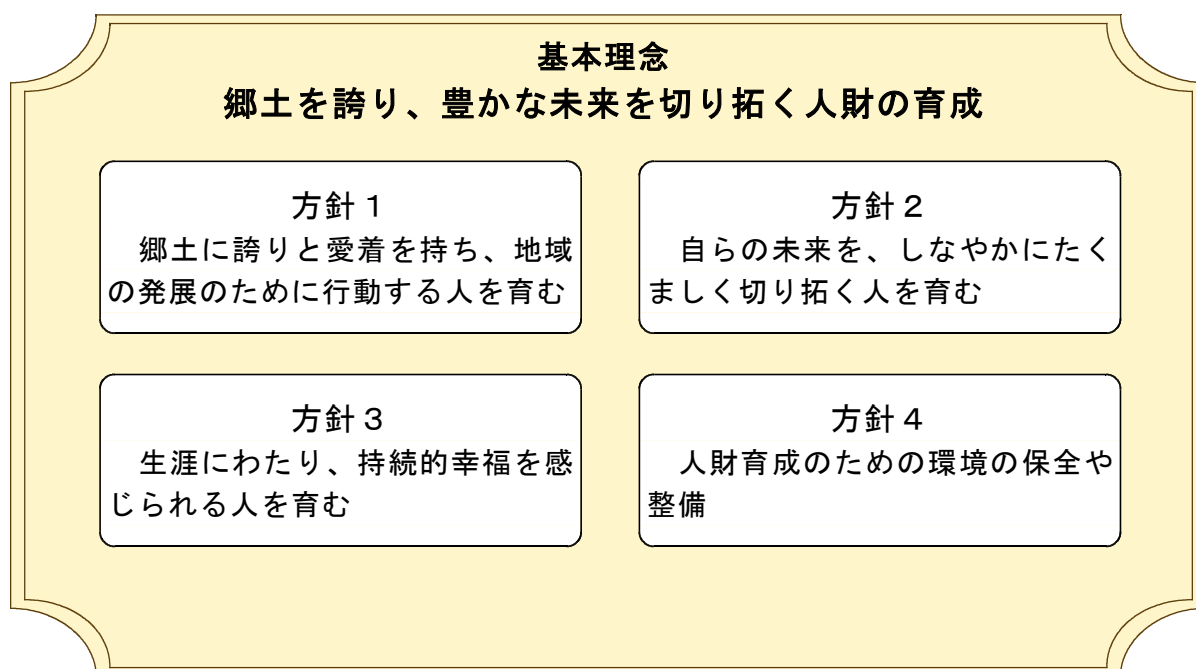
大綱の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としますが、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要に応じて改定するものとします。

III 前文

人口減少・少子高齢化の進行や、情報化・グローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、国は第4期教育振興基本計画において「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイング（個人が幸せや生きがいを感じられる良い状態）の向上」を示しました。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、多様な個人や地域社会が幸せや豊かさを目指すウェルビーイングを実現していくためには、ふるさとを愛し、自らの未来をたくましく切り拓き、ともに支え合う持続可能な社会の形成者として活躍する人の育成が強く求められています。

また、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても持続可能なまちを実現する上で重要な視点となります。

こうした社会変化や求められる人間像を踏まえ、生きていく上で必要となる基礎的な資質や能力を育む家庭教育、社会の中でたくましくしなやかに生き抜く力を育む学校教育、生涯を通じてよりよい社会と幸福な人生を自ら創り出す力を育む社会教育のより一層の充実と連携の強化を図り、誰一人取り残すことのない生涯学習社会の実現に向けて、次の基本理念及び方針の下で厚岸町の教育を推進します。



方針１ 郷土に誇りと愛着を持ち、地域の発展のために行動する人を育む

“ふるさと厚岸”に誇りと愛着を持ち続け、魅力あるまちの創り手となる人を育むために、以下の施策を推進します。

- 厚岸の歴史や文化、産業や自然などへの関心と理解を深める取組
- 厚岸の魅力を実感し、誇りと自信を持って発信する取組
- 共に支え合い、持続可能な地域社会を形成する取組
- 家庭・学校・地域が連携し、多様な教育ニーズに対応する取組

関連するSDGs目標



方針２ 自らの未来を、しなやかにたくましく切り拓く人を育む

社会情勢の変化にあっても、夢や目標を持って、しなやかにたくましく生き抜く人を育むために、以下の施策を推進します。

- 夢や目標の実現に向かって、ねばり強く挑戦し続ける力を育む取組
- 自ら考え、判断し、主体的に行動する力を育む取組
- 心身の健康を保ち、自他の生命を尊重する取組
- 他者との関わりの中で、豊かな心や人間性を育む取組

関連するSDGs目標



方針３ 生涯にわたり、持続的幸福感を感じられる人を育む

文化・芸術・スポーツに親しみ、生涯を通じて学び、豊かに生きることができる人を育むために、以下の施策を推進します。

- 生涯にわたり、個性を磨き、教養を高め、その成果が活かされる取組
- 健康で生きがいや潤いのある生活を追求する取組
- 多様性を受け入れ、安心して自分らしさが表現できる取組
- 地域コミュニティの活動に参加・協力し、地域課題に向き合う取組

関連するSDGs目標



方針４ 人財育成のための環境の保全や整備

方針１から方針３に掲げた推進事項を達成するために、以下の施策を推進します。

- 厚岸の豊かな自然、文化、歴史などの貴重な財産の活用と保全
- 学術・文化・スポーツの振興を図るための環境の整備
- 家庭教育・学校教育・社会教育の連携を図る環境の整備
- 今日的な教育課題に対応した環境の整備

関連するSDGs目標



厚岸町教育大綱

■ 策定経過

- ・実施期間 平成 2 7 年度～平成 2 9 年度 平成 2 7 年 8 月策定
- ・実施期間 平成 3 0 年度～平成 3 1 年度 平成 2 9 年 1 1 月策定
- ・実施期間 令和 2 年度～令和 6 年度 令和 2 年 2 月策定
- ・実施期間 令和 7 年度～令和 1 1 年度 令和 7 年 1 月策定